

勞働諸門に關する一切の事。

八、青年部 部長一名、次長一名、委員若干名、置。黨本部に所属し委員長の決裁を以て活動するものとす。

九、出版部 部長一名、次長一名、委員若干名、置。出版事業、機關紙部を除く一切を掌。

十、機關紙部 部長一名、委員若干名及會計を置。黨機關紙の發刊に當る。

十一、政治部 部長一名、次長一名、委員若干名を置。政治に關する一切を掌。

十二、教育部 部長一名、次長一名、委員若干名を置。黨内の教育の任に當る。

十三、調査部 部長一名、委員若干名、置。内外全般の調査の任に當る。

十四、社會部 部長一名、次長一名、委員若干名を置。黨の精神により一切の社會事業を掌。

十五、會計部 部長一名、委員若干名を置。會計事務一切を處理し會計帳簿を以て内を置。監督の任に當らしむ。

第八條 各部門の部長及次長は、常任委員長之に任免す。委員は各部長の薦により委員長之に任免す。

但、常任委員長は必要に應じ、各部門、機關を行ふことを。

第九條 各部長、常任委員長を輔佐し各勤務を處理す。

第十條 本部、専門部長會議を置。各部の活用を期す。

第十一條 各部門、細則は別に之を定む。

第十四條 本部に常任委員會、理事會、擴大協議會の機關を置く。

一、常任委員會、本部の最高、議決機關とす。常任委員會、議長は常任委員長若しくは、指名により常任委員より之に當る。常任委員會は月一回定例會議を開き必要に應じて緊急會議を開す。但し常任委員會の決議は、常任委員、共同責任とす。

二、(一) 理事會は黨務の協議に資、機關とす。理事會の議長は、常任理事に當る。(二) 理事會、決議、常任委員會に提議し其決定を経て實行すものとす。理事會の決議は理事、共同責任とす。

保つべきものとす。

第六章 入退黨及び黨員の義務

第十五條 本黨に入黨せんとするものは入黨申込書に記入捺印し入黨費三十圓を添へ申込むべし。

第十六條 本黨を退黨せんとするもの、理由、明記し本部に申出、徽章を納納べし。

第十七條 黨員は一月十圓とし分會、支部及び部聯合會、加盟團、は黨費、十分の七、各部維持費、充て十分の三、毎月未だ、本部、納へすべし。

第十八條 既納の黨費、入黨並は如何なる理由あるとも返戻せず。

第十九條 黨員にして左、條項に該当したる場合は除名す。一、黨の主義を毀損し又は決議指令に服せざる。二、特殊の事情なくして黨費納納三ヶ月以上怠りたる。

理事會は三回以下無期缺席の場合、理事を解任するものとす。

理事會、毎月一回定例會議を開き必要に應じ緊急會議を開す。

三、擴大協議會は擴大委員以下の役員を以て組織し黨の擴大並に時局問題に關し協議をなす。議長は常任委員長若しくは委員長の指名す。常任委員之に當る。

四、常任委員長は必要に應じ合同幹部會(常任委員、理事)を開催するべし。

五、機關を無視する會合、之を認めず。

第十三條 本黨に加盟せんとする各種團體(常任委員會)承認を經べし。

第十四條 本黨の支持せんとす、各種團體、常任委員會の承認を更し黨を尊重し、常に本部との緊密なる聯絡を

第五章 加盟及び支持團體